

地方独立行政法人玉野医療センター役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人玉野医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当、医師手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人玉野医療センター給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねる場合は、役員としての報酬は支給しない。

(支給日)

第3条 報酬の支給日は、給与規程に規定する支給日の例による。ただし、第9条に規定する日額の報酬を支給する日は、その勤務のあった日とする。

2 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

(給料)

第4条 常勤の役員の給料月額を、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 750,000 円
- (2) 副理事長 月額 620,000 円
- (3) 理事 月額 490,000 円以内で理事長が定める額

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、常勤の役員に対し支給する。

2 前項の通勤手当の額及びその支給方法は、給与規程に規定する通勤手当及び支給方法の例による。

(医師手当)

第6条 医師として勤務した場合、日額 60,000 円を支給する。

(業績手当)

第7条 業績手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 業績手当の額は、基準日現在において常勤の役員が受けるべき給料月額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の195を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間として、次の各号に掲げる区分に応じ、定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の業績手当基礎額は、基準日現在において役員が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額とする。
- 4 業績手当の額を定めるにあたっては、業績評価の結果、常勤の役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による業績手当の額の100分の30の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 5 第2項の賞与に係る在職期間には、玉野市職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の玉野市職員としての在職期間を含むものとする。
- 6 第2項の賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(退職手当)

第8条 常勤の役員が退職(任期満了又は死亡の場合を含む。)したときは、退職手当を支給する。

ただし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項の規定により解任されたとき(同項第1号により解任された場合を除く。)は、当該役員に退職手当は支給しない。

- 2 退職手当の支給は、任期ごとに行う。
- 3 退職手当の額は、退職又は死亡した日が属する月におけるその者の給料月額に在職年数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の退職手当の額を定めるにあたっては、業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による額の100分の30の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

(日割計算)

第10条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(旅費)

第11条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の支給については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。